

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

これまで知事の附属機関として各部に設置されていた指定管理者選定委員会等およびPFI事業者選定委員会等をそれぞれ統合することにより、委員会運営に係る業務の効率化を図るため、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県指定管理者等選定委員会および滋賀県PFI事業者等選定委員会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとします。（別表関係）
- (2) 知事の附属機関として各部に設置されていた指定管理者選定委員会等を廃止することとします。（別表関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。
 - イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表

旧					新				
本則・付則 省略 別表（第2条関係） 1 知事の附属機関					本則・付則 省略 別表（第2条関係） 1 知事の附属機関				
名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期	名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県総合 企画部指定 管理者選定 委員会	知事の諮問に応じて総合 企画部の所管に属する公 の施設（地方自治法第244 条第1項に規定する公の 施設をいう。以下同じ。） の指定管理者（同法第244 条の2第3項に規定する 指定管理者をいう。以下 同じ。）の選定に関する 事項について調査審議す ること。	5人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) その他知事が <u>適当と認める者</u>	当該諮 問に係 る調査 審議が 終了す るまで の期間	(削除)				
省略					省略				
滋賀県公有 財産審議会	省略				滋賀県公有 財産審議会	省略			

(新設)	滋賀県指定	知事の諮問に応じて知事	50人以内	(1) 学識経験を有	当該諮
	管理者等選 定委員会	の所管に属する公の施設 (地方自治法第244条第 1項に規定する公の施設 をいう。以下同じ。)の 指定管理者(同法第244条 の2第3項に規定する指 定管理者をいう。以下同 じ。)の選定に関する事 項(滋賀県PFI事業者 等選定委員会が担任する 事務に係るものを除く。 ならびに都市公園法(昭 和31年法律第79号)第5 条の2第2項第9号の評 価の基準の策定および同 法第5条の4第3項の規 定による設置等予定者 (同法第5条の2第2項 第9号に規定する設置等 予定者をいう。)の選定 に関する事項について調 査審議すること。		する者 (2) その他知事が 適当と認める者	問に係 る調査 審議が 終了す るまで の期間

(新設)	滋賀県P F	知事の諮問に応じて特定	25人以内	(1) 学識経験を有	当該諮
	I 事業者等 選定委員会	事業（民間資金等の活用 による公共施設等の整備 等の促進に関する法律 （平成11年法律第117号） 第2条第2項に規定する 特定事業をいう。）（同 法第7条の規定により選 定されたものに限る。） を実施する民間事業者の 選定（同法第8条第1項 に規定する民間事業者の 選定をいう。）に関する 事項および当該特定事業 が公の施設の整備等に関 する事業である場合にお いて、併せて当該公の施 設の指定管理者の選定を しようとするときにおけ る当該選定に関する事項 について調査審議するこ と。		する者 (2) その他知事が 適当と認める者	問に係 る調査 審議が 終了す るまで の期間
省略	省略				

滋賀県文化スポーツ部	知事の諮問に応じて文化スポーツ部の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項（滋賀県文化スポーツ部 P F I 事業者等選定委員会が担任する事務に係るものを除く。）について調査審議すること。	18人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が 適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間	(削除)
省略					省略
滋賀県文化スポーツ部 P F I 事業者等選定委員会	知事の諮問に応じて文化スポーツ部の所管に属する特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）（同法第7条の規定により選定されたものに限る。以下同じ。）を実施する民間事業者の選定（同法第8条第1項	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が 適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間	(削除)

	に規定する民間事業者の選定をいう。以下同じ。)に関する事項および当該特定事業が公の施設の整備等に関する事業である場合において、併せて当該公の施設の指定管理者の選定をしようとするときにおける当該選定に関する事項について調査審議すること。				
滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて琵琶湖環境部の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	12人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が 適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間	(削除)
省略					省略
滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて健康医療福祉部の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項につ	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が 適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が	(削除)

	いて調査審議すること。			終了す るまで の期間	
滋賀県健康 医療福祉部 P F I 事業 者選定委員 会	知事の諮問に応じて健康 医療福祉部の所管に属す る特定事業を実施する民 間事業者の選定に関する 事項について調査審議す ること。	8人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) その他知事が 適当と認める者	当該諮 問に係 る調査 審議が 終了す るまで の期間	(削除)
省略					省略
滋賀県商工 観光労働部 指定管理者 選定委員会	知事の諮問に応じて商工 観光労働部の所管に属す る公の施設の指定管理者 の選定に関する事項につ いて調査審議すること。	12人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) その他知事が 適当と認める者	当該諮 問に係 る調査 審議が 終了す るまで の期間	(削除)
滋賀県商工 観光労働部 P F I 事業 者選定委員 会	知事の諮問に応じて商工 観光労働部の所管に属す る特定事業を実施する民 間事業者の選定に関する 事項について調査審議す	8人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) その他知事が 適当と認める者	当該諮 問に係 る調査 審議が 終了す	(削除)

	ること。			るまで の期間	
省略					省略
滋賀県農政 水産部指定 管理者選定 委員会	知事の諮問に応じて農政 水産部の所管に属する公 の施設の指定管理者の選 定に関する事項について 調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) その他知事が 適当と認める者	当該諮 問に係 る調査 審議が 終了す るまで の期間	(削除)
省略					省略
滋賀県土木 交通部指定 管理者等選 定委員会	知事の諮問に応じて土木 交通部の所管に属する公 の施設の指定管理者の選 定に関する事項ならびに 都市公園法（昭和31年法 律第79号）第5条の2第 2項第9号の評価の基準 の策定および同法第5条 の4第3項の規定による 設置等予定者（同法第5 条の2第2項第9号に規 定する設置等予定者をい	15人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) その他知事が 適当と認める者	当該諮 問に係 る調査 審議が 終了す るまで の期間	(削除)

	う。)の選定に関する事項について調査審議すること。				
省略					省略
滋賀県土木交通部PF I 事業者選定委員会	知事の諮問に応じて土木交通部の所管に属する特定事業を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議すること。	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が 適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間	(削除)
省略					省略
2 省略					2 省略

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条～第10条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第12条以下 省略</p>	<p>第1条～第10条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第12条以下 省略</p>

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条～第6条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第8条以下 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第8条以下 省略</p>

滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条～第10条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第12条以下 省略</p>	<p>第1条～第10条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第12条以下 省略</p>

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条～第6条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第8条以下 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第8条以下 省略</p>

滋賀県立視覚障害者センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条～第5条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第7条以下 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第7条以下 省略</p>

滋賀県立聴覚障害者センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条～第4条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第6条以下 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第6条以下 省略</p>

滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新
<p>第1条～第11条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第13条以下 省略</p>	<p>第1条～第11条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第13条以下 省略</p>

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新
<p>第1条～第10条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第12条以下 省略</p>	<p>第1条～第10条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第12条以下 省略</p>

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新
<p>第1条～第13条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第15条以下 省略</p>	<p>第1条～第13条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第15条以下 省略</p>

滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
<p>第1条～第5条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県農政水産部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第7条以下 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第7条以下 省略</p>

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第5項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立きゃんせの森の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第5項関係）

旧	新
<p>第1条～第3条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第5条以下 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第5条以下 省略</p>

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（付則第5項関係）

旧	新
<p>第1条～第15条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第17条以下 省略</p>	<p>第1条～第15条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第17条以下 省略</p>

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第6項関係）

旧	新
<p>第1条～第18条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県土木交通</u> <u>部指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第20条以下 省略</p>	<p>第1条～第18条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理</u> <u>者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第20条以下 省略</p>

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第6項関係）

旧	新
<p>第1条～第37条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第38条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県土木交通</u> <u>部指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第39条以下 省略</p>	<p>第1条～第37条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第38条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理</u> <u>者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第39条以下 省略</p>

滋賀県都市公園条例新旧対照表（付則第7項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条の2 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第9条の3 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>知事は、彦根総合スポーツ公園以外の都市公園に係る指定管理者の指定に当たってはあらかじめ滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会の、彦根総合スポーツ公園に係る指定管理者の指定に当たってはあらかじめ滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>第9条の4以下 省略</p>	<p>第1条～第9条の2 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第9条の3 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県指定管理者等選定委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>第9条の4以下 省略</p>

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第11条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第13条以下 省略</p>	<p>第1条～第11条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第13条以下 省略</p>

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第7条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第9条以下 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第9条以下 省略</p>

滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手続）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事等は、宿泊研修館以外の施設に係る指定管理者の指定に当たってはあらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の、宿泊研修館に係る指定管理者の指定に当たってはあらかじめ<u>滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手続）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事等は、宿泊研修館以外の施設に係る指定管理者の指定に当たってはあらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の、宿泊研修館に係る指定管理者の指定に当たってはあらかじめ<u>滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀アリーナの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立琵琶湖漕艇場そうの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第9項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県総合企画部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（令和5年滋賀県条例第43号）新旧対照表（付則第10項関係）

旧	新
<p>第12条第2項中「規定による」を削り、同条に次の2項を加える。</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、知事は、管理業務が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第4項に規定する選定事業である場合にあつては、同条第5項に規定する選定事業者を指定管理者として指定することができる。</p>	<p>第12条第2項中「規定による」を削り、同条に次の2項を加える。</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、知事は、管理業務が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第4項に規定する選定事業である場合にあつては、同条第5項に規定する選定事業者を指定管理者として指定することができる。</p>